

有事 防衛相が海保長官指揮

「統制要領」の概要判明

有事の際の防衛省と海上

保安庁の連携のあり方を定

による海上保安庁の統制要
領を含め、必要な連携要領
を確立する」と明記した。

政府は昨年12月に改定し
た国家安全保障戦略で、中
國による台湾有事などを念
頭に、「我が国の安全保障
において、海上保安庁が担
う役割は不可欠」と指摘。
国家防衛戦略には「特に武
力攻撃事態における防衛相
令を踏まえ、政府は新たに

めた「統制要領」の概要が
10日、わかつた。防衛相が
指揮する対象は海上保安庁
長官とし、自衛隊が防衛措
置、海保が避難住民の輸送
といった役割分担が盛り込
まれる。複数の政府関係者

策定する統制要領では、防
衛相の指揮対象を海保長官
とする。また、相手国との
サイル発射などに対し、自
衛隊は防衛措置に専念し、
海保が避難住民の輸送や民
間の船の安全確保を担うと
いった役割分担も明確にす
る。

海上保安庁法の規定を踏

まえ、政府は統制要領に、
海保が自衛隊から独立した
法執行機関であることも明
記する方針だ。政府は国家
安全保障会議(NSC)な
どで策定作業を進め、近く
発表する。統制要領が策定
されれば、自衛隊と海保は
同訓練を実施。具体的な運
用を詰めていくところ。

(田嶋慶彦、角謙之)